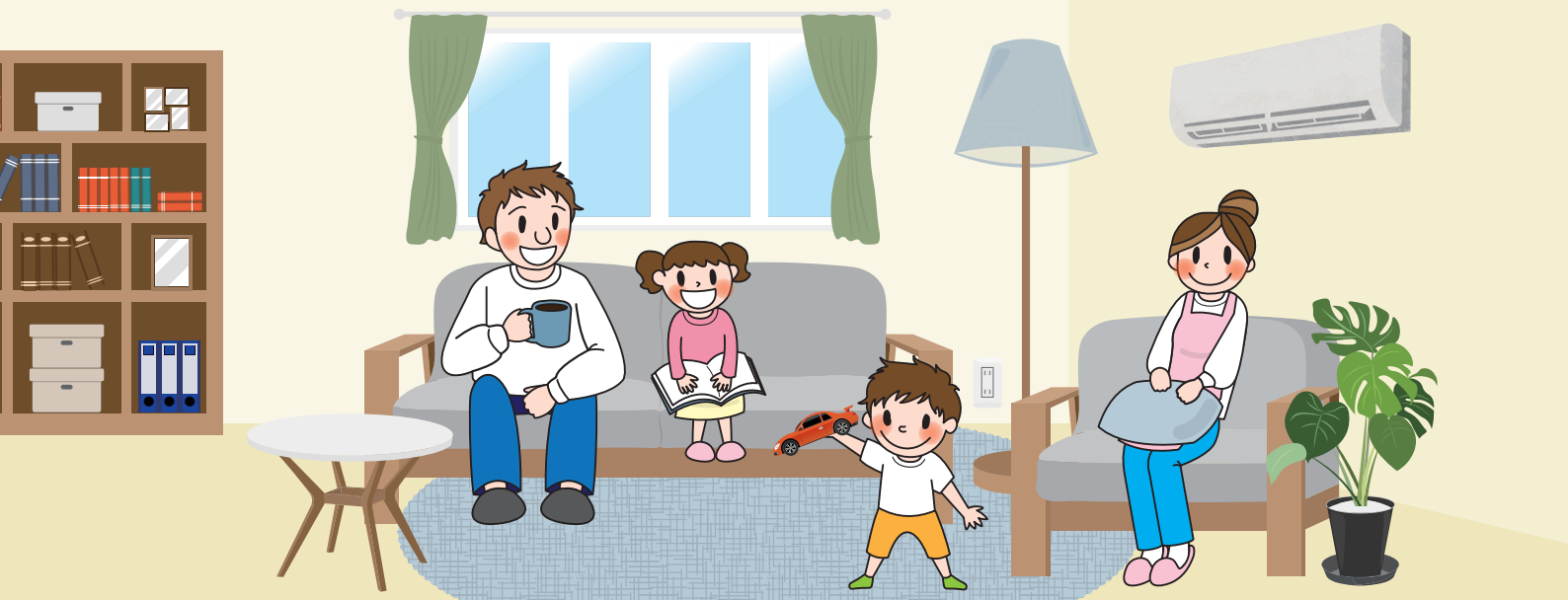


全米販の 生命共済 個人コース

いざという時に残されたご家族を支えます！



**割安な掛金で
大きな保障**

家計にやさしい手頃な共済掛金（掛け捨て）で、大きな保障が得られます。

**死亡保障をはじめ
傷害の入院も保障**

死亡保障はもちろん、高度障害状態や、不慮の事故による傷害での入院についても保障します。

**ご家族一緒に
契約可能**

配偶者はもちろん、扶養しているお子様は、割安な掛金でご契約いただけます。

**健康告知だけで
契約可能**

現在健康であれば、医師による健康告知だけでご契約いただけます。

保障内容および共済金のお支払い基準

契約概要

普通死亡共済金 普通高度障害共済金	災害死亡共済金 災害高度障害共済金	災害障害共済金	災害入院共済金
700万円~100万円	1,400万円~200万円	200万円~20万円 (子供100万円~10万円)	3,000円×入院日数 (子供1,500円)
<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間中に死亡した場合 ● 共済期間中の傷害又は疾病により高度障害状態になった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間中の不慮の事故による傷害又は特定感染症により死亡又は高度障害状態になった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間中の不慮の事故による傷害で障害状態第2級~第6級に認定された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間中の不慮の事故による傷害で5日以上入院した場合、初日~120日まで

2つの特典

契約概要

<p>結婚祝金 1万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご結婚の際に（3年以上継続契約している場合） 	<p>餞別金 2万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご継続を止めた際に（10年以上継続契約していた場合）
---	--

ご契約について

契約概要

契約者	米穀業界に関係する方およびその家族、全流協に加入している方、その他全米販が認める方
契約方法	本人または本人に加えその配偶者や子供を被共済者（保障対象）としてご契約ください。
共済期間	4月1日～3月31日の1年間（中途契約の場合、毎月1日開始の契約が可能）
契約可能年齢 (毎年4月1日現在)	本人、配偶者・・・14歳6ヵ月超～70歳6ヵ月（誕生日が15年前の10月1日～71年前の10月2日） 子供・・・2歳6ヵ月超～22歳6ヵ月（誕生日が3年前の10月1日～23年前の10月2日）
共済金額の単位	1口100万円
契約限度口数	本人7口、配偶者5口、子供3口を限度とし、配偶者と子供の口数は本人の契約口数以内とします。 但し、60歳6ヵ月超～65歳6ヵ月までは2口以内、65歳6ヵ月超～70歳6ヵ月までは1口とします。
共済金	普通死亡共済金、普通高度障害共済金・・・100万円～700万円 災害死亡共済金、災害高度障害共済金・・・200万円～1,400万円 災害障害共済金・・・200万円～200万円(子供10万円～100万円) 災害入院共済金・・・1日につき3,000円(子供1,500円)※120日限度
共済掛金の税務	支払った共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条第1項に規定する「新生命保険料」）
解約・失効	本人の契約が解約・失効（死亡・高度障害状態を含む）となった場合、配偶者または子供に係る契約は失効します。
共済掛金の支払方法	原則、口座振替とします。毎月23日（休日の場合は翌営業日）に、翌月分を登録口座より1契約単位で振替えます。
共済金の受取人	普通死亡共済金および災害死亡共済金・・・申込書にて指定できます。 普通高度障害共済金、災害高度障害共済金および災害入院共済金・・・契約者（被共済者）本人



共済掛金について

契約概要

QRコードを読み取り、性別・年齢・口数を選択してください。月掛け掛金が算出されます。



全米販 生命共済（個人コース） 掛金シミュレーター

契約期間 今期 2021年4月1日～2022年3月31日
 今期：中途契約 2022年1月1日～2022年3月31日
 来期 2022年4月1日～2023年3月31日

ご本人

性別 男性 女性

生年月日 1991年 -- --

共済年齢 (共済掛金の算出に使用される年齢)

共済金額 (契約額)
 共済年齢によって変動する場合があります

全国食糧流通事業協同組合(全流協)について

全流協にご加入（出資金1口100円）いただくことで、全米販が行う共済制度をご利用いただけます。



共済金をお支払いする要件

契約概要

- 共済期間中に死亡した場合、共済期間中の傷害または疾病により高度障害状態になった場合に、所定の共済金をお支払いします。
- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内かつ共済期間中に死亡した場合、または共済期間中に発病した特定感染症(*)により、共済期間中に死亡した時は、災害死亡共済金をお支払いします。
- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内かつ共済期間中に高度障害状態に該当した場合、または共済期間中に発病した特定感染症(*)により共済期間中に所定の高度障害のいずれかに該当した場合、災害高度障害共済金をお支払いします。
- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内かつ共済期間中に障害状態(第2級～6級)のいずれかに該当した場合は災害障害共済金を、5日以上入院した場合には災害入院共済金(1～120日まで)をお支払いします。

*特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令和3年2月13日施行)」の第6条2項～第4項までに規定する感染症をいいます。

所定の障害状態

契約概要

高度障害状態

- 両眼が失明したもの
- そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
- 両上肢の用を全廃したもの

障害状態第2級

- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

障害状態第6級

- 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの

共済金をお支払いできない場合

注意喚起情報

- 契約者・被共済者が、契約日以降1年以内に自殺した時
- 契約者または共済金受取人が、故意に契約者・被共済者を死亡させた時、もしくは高度障害状態にさせた時
- 契約者・被共済者が、戦争その他の変乱によって死亡、もしくは高度障害状態になった時
- 契約者・被共済者が、故意により高度障害状態になった時
- 契約者・被共済者が、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった時

※共済金請求権は、支払い事由が発生してから3年を経過した場合に時効により消滅します。



個人情報の取扱について

全米販では、組合員、契約者から収集した個人情報を必要の範囲で、次の目的に利用します。

- 共済契約の締結、契約維持管理
- 共済事故の共済金支払い
- 共済の案内、サービス

全米販の医療保障共済のご案内

災害による入院の他、
 疾病による入院・手術にも備える
 全米販の医療保障共済も、ご参照ください。



当パンフレットは、共済商品の概要を説明したものです。詳しい内容は全米販共済約款をご確認ください。ご不明な点は取扱窓口または全米販までお問合せください。

お問合せ先

取扱窓口



全国米穀販売事業共済協同組合 共済部
 Rice J. (全米販) ▶ <https://www.zenbeihan.com/>

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
 TEL: 03-4334-2140 FAX: 03-4334-2147
 E-mail: kyohsai@zenbeihan.com

0120-229-579

フリーダイヤルの受付時間 月～金(祝祭日を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00



2022年1月度版